項 目

技術基準改正に伴う適合性検査証明書の取扱い等について

1 内容

平成19年9月18日付で省令第2項基準の「J60950(H16)」が「J60950(H16)」が「J60950(H19)」に改正され、附則として「シュレッダー(文書細断機)を除き、3ヵ年間は従前の例によることができる。」ことになっています。

ついては、下記事項の判断に苦慮致しております。ご教示をお願いいたします。

- Q1:「J60950(H16)」を適用した適合性検査証明書(又は同等証明書)を保有して製造(又は輸入)事業を行っておりますが、平成22年9月18日までに「J60950(H19)」を適用した適合性検査証明書を取得する必要がありますか。
- Q2:「J60950(H16)」を適用した適合性検査証明書(又は同等証明書)を保有して製造(又は輸入)事業を行っておりますが、平成22年9月17日以前に有効期間が満了となり、適合性検査証明書(又は同等証明書)を再取得する場合、適用技術基準は「J60950(H19)」でしょうか。
- Q3:平成19年9月18日以降、「直流電源装置」の輸入を計画しておりますが、調達先の海外製造事業者は適用技術基準が「J60950(H16)」の適合性検査証明書(又は同等証明書)を保有しております。保有して証明書の有効期間を確認の上、副本を入手して保存することでよいか。
- Q4:上記Q3により、製品を輸入する場合、法第8条「基準適合義務等」の適用技術基準は「J60950(H19)」でしょうか。

2 回答

- A 1: 再取得する必要はありません。適合性検査証明書(又は同等証明書)の有効期間内は、証明書は有効です。
- A 2:適用技術基準は、「J60950(H16)」及び「J60950(H 19)」の何れかを選択できますが、「J60950(H19)」を推奨 いたします。
- A 3:適合性検査証明書(又は同等証明書)が有効期間内であれば、副本を入 手して記載内容を確認の上、保存することにより足ります。
- A 4:平成22年9月17日までは、「J60950(H 1 6)」及び「J6 0950(H 1 9)」の何れかを選択できますが、「J60950(H 1 9)」を推奨いたします。